国・地方公共団体等が運営する外国人向けの相談窓口における相談対応業務に係る実務経験の取扱の考え方

令和5年9月4日



基本的考え方

検討結果報告書

検討結果報告書においては、「現に、自らが相談対応者又は相談対応者に対して助言・指導する立場の者として外国人からの相談対応業務に従事している者であって、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応業務に一定期間*1従事した実務経験を有すること*2が客観的に確認できるもの(外国人向けの相談対応支援に従事している者に限る。)」としている。

- ※1 常勤で1年以上又はそれに相当する時間数(例えば、8時間×1年度における平日数 を目安にすることなどを検討し、令和5年度(2023年度)中に決定)を想定。
- ※2 外国人支援コーディネーターが行う相談対応支援等に必要な一定程度の知識及び技術を修得していることが国家資格により客観的に確認できる者については、実務経験は不要とする。

相談対応業務に係る一定期間の実務経験を求めている趣旨

○ 外国人支援コーディネーターは、対人支援という職務上の性質上、実践を通じて知識や技術を研さんするとともに実務遂行能力を培ってその能力を向上させることが重要であり、専門的な知識や技術等の学習の履修だけでは十分でないため、相談窓口等での実務経験が必要と考えられる。

このため、養成研修においては、実務を通じて対人支援に係る基礎的な知識や技能、経験を持っていることを前提に、より専門的な知識・技術等を学ぶとともに、実践での活用と事例検討を行うこととしているため、一定期間の実務経験を求めているもの。

取扱の検討ポイント

相談対応等業務に一定期間従事した実務経験の検討ポイント

相談対応等業務に従事した期間を定める基準の検討に当たっては、以下のようなポイントが考えられる。

- ◎ 研修開始予定日において、応募者が現在在職している国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応の業務に従事している期間が1年未満である場合においても、研修開始予定日から起算して直近3年以内に1年以上在職していれば、現時点において相談対応の業務に必要な知識及び技術を身に付けているとみなしても適当ではないか。
- ◎ 養成研修を受講するまでに、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応者としてどれくらい在職しているか。 当該期間のうち、外国人の相談対応の業務にどれくらいの日数を従事しているか(以下「従業日数」という。)。
- ◎ 少なくとも一年を通じた時期・季節ごとの相談内容への変化に対応した実務経験が必要ではないか。

→他方で、

- 相談対応者としての在職期間と当該期間において、実際に相談業務に従事した日数に 隔たりがある場合にどこまで許容するべきか
- ・ 在職期間及び従業日数において、産休・育休、病休、休暇、欠勤、座学研修等を含めることが妥当か

について検討する必要がある。

取扱の考え方

考え方

次の在職期間及び従業日数を満たしている者については、受講の対象とみなす のが適当である。

- 〇 一定期間は、研修開始予定日から起算して直近3年以内に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口における相談対応者としての在職期間が1年以上*、かつ、当該在職期間中における従業日数が180日以上とする*。
- 在職期間には、産休、育休、病休等の休職期間を含む。
- 従業日数は、相談対応の業務に従事した日数(出勤日数)をいい、休暇、欠 勤、座学研修等、実際に相談対応業務に従事しない日数は含まない。
- ※ 2か所以上の国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口で在職及び従事した場合は、在職期間については合算で1年以上、従業日数については合算で180日以上であれば、それぞれ在職期間が1年以上、従業日数が180日以上とみなす。